

新潟県担い手育成総合支援協議会文書取扱規程

平成19年3月27日制定
平成21年2月4日一部改正
平成22年5月20日一部改正
平成23年5月20日一部改正
平成25年4月26日一部改正
平成26年5月7日一部改正
平成27年4月28日一部改正
平成28年4月25日一部改正

(目的)

第1条 この規程は、新潟県担い手育成総合支援協議会（以下「県協議会」という。）における文書の取扱いについて必要な事項を定め、文書による事務の処理を適正、かつ、能率的にすることを目的とする。

(文書の処理及び取扱いの原則)

第2条 県協議会における事務処理は、軽易なものを除き、すべて文書をもって行わなければならない。

2 ファクシミリ、電子メールその他で照会、回答、報告又は打合せを行ったときは、第3項、第16条、第22条又は第23条に準じて処理するものとする。

3 文書は、事案の当初から完結までのものを一括して綴るものとし、これによることができない場合には、関連するそれぞれの文書の所在を明らかにする等の措置を講じなければならない。

第3条 文書の取扱いに当たっては、その迅速と正確を期し、かつ、機密を重んじ常に関係者間の連絡に遺漏のないように努め、これを保管する場合は、常にその所在を明確にしておかなければならない。

(文書の発行名義人)

第4条 文書の発行名義人は、会長とする。ただし、事務連絡等の軽微な文書については、この限りではない。

(文書管理責任者)

第5条 文書管理責任者は、事務局長とする。

2 県協議会規約（以下「協議会規約」という。）第4条第2項に基づく場合は、委託先の文書取扱規程等に準じて管理するものとする。

(文書に関する帳簿)

第6条 文書に関する帳簿として次の各号に掲げるものを備え置くものとする。

- (1) 文書発収簿
- (2) 文書保存簿

(文書の接受及び配布)

第7条 会長あて及び事務局長あての封書については、開封し、事務を担当する者に配布する。この場合において、その内容が緊急、かつ、適正に処理を要するものについては、会長が別に定める受付印を押印の上、事務を担当する者あてに配布する。

- 2 前項を除くほか、特定の名義人あての封書については、そのまま当該名義人あてに配布し、当該名義人は開封の上、その内容が前項に準じるもので必要と認める場合には、受付印を押印するものとする。

(文書の登録)

第8条 文書の接受又は発議により起案した文書（以下「起案文書」という。）は、第6条第1号の文書発収簿に登録する。

- 2 前項の登録は、当該文書の件名、差出人、文書番号、接受年月日、登録年月日その他必要な事項を記載してするものとする。

(起案)

第9条 文書は、事案ごとに起案するものとする。ただし、2件以上の事案で、その間に相互に関連のあるものについては、これらを1件とみなし、一つの起案により処理することができる。

- 2 接受した文書については、特別の事情のあるものを除き、接受の日から7日以内に起案しなければならない。

第10条 文書の起案をするときは、会長が別に定める起案用紙を用いるとともに、起案年月日、決裁年月日、施行年月日等を必ず記入しなければならない。

(文書の決裁)

第11条 起案文書には、その決裁に係る事項について処理案の要旨及び理由を記述した伺文を記載するものとする。ただし、供覧に係る文書その他決裁に係る事項が軽微なものであるときは、この限りでない。

(決裁の順序)

第12条 起案文書の決裁の順序は、事務処理規程第3条各号に掲げる事務責任者、事務局長、会長（以下「決裁権者」と総称する。）の順序とする。なお、協議会規約第4条第2項に基づく場合は、委託先の文書取扱規定等に準ずるものとする。

(後伺い)

第 13 条 決裁権者が不在であつて、かつ、緊急を要する場合には、最終決裁権者（会長又は第 14 条の規定により専決処理することが認められた者をいう。）を除き、当該決裁権者の決裁を後伺いとして処理できる。

(文書の専決)

第 14 条 起案文書は、会長が別に定めるところにより文書の専決処理にすることができる。

(文書の代決)

第 15 条 副会長は、特に必要と認められる場合には、会長の代決をすることができる。

(供覧文書)

第 16 条 供覧に係る文書については、起案文書によらず、接受した文書の余白にゴム印による決裁欄を設けて供覧することとして、差し支えない。

(文書番号)

第 17 条 文書番号は、次のとおりとする。

新担育総協第 号

2 文書番号は、協議会規約に定める事業年度ごとに起番するものとする。

(文書の施行)

第 18 条 起案文書の施行に当たっては、第 6 条第 1 号の文書発収簿に所要事項を記入し、当該文書の発行名義人の公印を押印するものとする。ただし、県担い手育成総合支援協議会公印取扱規程第 8 条の公印管理責任者が公印の押印を必要としないものと認めた場合は、当該文書に公印省略の表示をし、公印の押印を省略することができるものとする。

2 県担い手育成総合支援協議会公印取扱規程第 11 条の契印は、誤りのないことを確認した上で行うものとする。

(発送)

第 19 条 文書の発送は、通常郵便物によるほか、第 5 条第 1 項の文書管理責任者の指示を受けて速達、書留その他特殊扱いにすることができる。

第 20 条 前条の規定にかかわらず、県協議会の近傍に所在する関係機関等あてに文書を発送する場合には、使送によることができる。

(文書の完結)

第21条 起案文書の決裁又は発送が終了したことにより、当該文書に係る事案が終了したときは、第6条第1号の文書発収簿に完結の旨を記入することとする。

(保存期間)

第22条 文書の保存期間は、5年とする。

2 文書の保存期間は、文書が完結した時点から起算する。

(文書の廃棄)

第23条 文書で保存期間を経過したものは、第6条第2号の文書保存簿から削除し、廃棄するものとする。ただし、保存期間を経過した後も、なお、保存の必要のあるものについては、この旨を第6条第2号の文書保存簿に記入し、保存しておくことができる。

(雑則)

第24条 別に定める事業の要綱・要領、県協議会規約及びこの規定に定めるもののほか、この規定の実施に関し必要な事項は、幹事会の承認を得た後、会長が定める。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成21年2月4日から施行する。

附 則 この規程は、平成22年5月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成23年5月20日から施行する。

附 則 この規程は、平成25年4月26日から施行する。

附 則 この規程は、平成26年5月7日から施行する。

附 則 この規程は、平成27年4月28日から施行する。

附 則 この規程は、平成28年4月25日から施行する。